



熊本県公報

第12719号

平成30年5月7日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………(障がい者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………(高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
- 道路の区域変更……………(//) 2
- 道路の区域変更……………(//) 2
- 道路の区域変更……………(//) 3

公 告

- 基本測量の実施……………(監理課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(//) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工振興金融課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………(商工振興金融課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 6
- 公示送達……………(収用委員会) 7

告 示

熊本県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
あらた 人吉市瓦屋町2-1	一般社団法人 七草会 球磨郡錦町大字西189 5 川原 義男	就労継続支援B型	平成30年 4月24日

熊本県告示第384号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人至誠会 八代市鏡町両出	地域密着型特別養護老人ホーム サテライト 安寿の	431100350	平成30年4 月26日	地域密着型 介護老人福 祉施設

880番地1	里 八代市鏡町内田7 42番2			
社会福祉法人至誠会 八代市鏡町両出 880番地1	地域密着型特別養 護老人ホーム サ テライト 安寿の 里 八代市鏡町内田7 42番2	431100351	平成30年4 月26日	短期入所生 活介護

熊本県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市大平字獺打田 592番4地先から 同所 592番4地先まで	9.5	災害復 旧

2 供用を開始する期日 平成30年5月7日

熊本県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町津留字上舞鶴 1093番7地先から 同所 1060番1地先まで	前	4.1 ～ 4.9	13.0	災害復 旧
			後	4.1 ～ 14.1	13.0	

2 区域を変更する期日 平成30年5月7日

熊本県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字竹ノ平 169番2地先から 同所 168番2地先まで	前	6.5 ～ 17.2	71.0	災害復 旧
			後	10.3 ～ 19.0	71.0	

2 区域を変更する期日 平成30年5月7日

熊本県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小峯川内線	上益城郡山都町貫原字遠見塚 258番地先から 同所 無番地地先まで	前	6.0 ～ 11.4	17.0	災害復旧
			後	12.2 ～ 14.4	17.0	

2 区域を変更する期日 平成30年5月7日

公 告

熊本県公告第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点現況調査）	平成30年 5月 7日から 平成31年 3月 31日まで	山鹿市、阿蘇郡南小国町

熊本県公告第256号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	北野 浩憲	天草市河浦町河浦2407番地1
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦1702番地
理事	齊藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合883番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合351番地1
理事	山崎 裕二	天草市深海町967番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦603番地
理事	中川 徹	天草市深海町1962番地
理事	古山 林	天草市久玉町3438番地
理事	小羽 济	天草市久玉町2565番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦681番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦4793番地3
監事	川元 忠篤	天草市深海町2841番地
就任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	北野 浩憲	天草市河浦町河浦2407番地1

理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦	1 7 0 2 番地
理事	齊藤 良人	天草市河浦町河浦	1 1 0 9 番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦	1 0 1 3 番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合	8 8 3 番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合	3 5 1 番地 1
理事	山崎 裕二	天草市深海町	9 6 7 番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦	6 0 3 番地
理事	中川 徹	天草市深海町	1 9 6 2 番地
理事	井上 憲次	天草市久玉町	4 0 8 1 番地 7
理事	小羽 济	天草市久玉町	2 5 6 5 番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦	6 8 1 番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦	4 7 9 3 番地 3
監事	川元 忠篤	天草市深海町	2 8 4 1 番地

熊本県公告第257号

美里町に事務所を置く美里町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	上田 泰弘	下益城郡美里町馬場 5 7 1 番地 2
理事	高田 良一	下益城郡美里町畝野 1 5 7 2 番地 1
理事	吉田 美好	下益城郡美里町大井早 4 1 3 8 番地
理事	五瀬 安廣	下益城郡美里町永富 2 4 0 4 番地
理事	増永 光喜	下益城郡美里町畝野 3 9 6 5 番地 1
理事	村上 七郎	下益城郡美里町川越 1 6 6 9 番地
理事	藤岡 政臣	下益城郡美里町川越 3 6 3 9 番地
理事	田上 秀明	下益城郡美里町大井早 2 8 3 0 番地
理事	園田 正美	下益城郡美里町遠野 1 3 9 3 番地
理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
理事	守田 實美	下益城郡美里町名越谷 5 9 番地
理事	木村 政博	下益城郡美里町清水 1 0 3 1 番地
監事	田上 和則	下益城郡美里町涌井 1 7 9 3 番地
監事	下田 敏夫	下益城郡美里町遠野 1 5 4 7 番地
監事	米村 繁男	下益城郡美里町清水 1 4 5 1 番地
就任		
理事	上田 泰弘	下益城郡美里町馬場 5 7 1 番地 2
理事	増永 光喜	下益城郡美里町畝野 3 9 6 5 番地 1
理事	元田 義重	下益城郡美里町大井早 3 9 7 8 番地
理事	土田 哲雄	下益城郡美里町柏川 8 8 4 番地
理事	村上 七郎	下益城郡美里町川越 1 6 6 9 番地
理事	藤岡 政臣	下益城郡美里町川越 3 6 3 9 番地
理事	平野 喜一	下益城郡美里町畝野 9 0 5 番地
理事	坂本 康彰	下益城郡美里町大井早 2 7 8 2 番地
理事	村上 工	下益城郡美里町遠野 1 2 7 7 番地
理事	松永 光博	下益城郡美里町栗崎 1 2 9 6 番地
理事	本住 武	下益城郡美里町栗崎 2 6 7 番地 1
理事	緒方 保信	下益城郡美里町三加 1 6 6 2 番地
理事	西住 勇	下益城郡美里町大窪 4 8 4 番地
監事	福原 哲治	下益城郡美里町清水 1 6 6 0 番地
監事	波野 正巳	下益城郡美里町畝野 1 6 0 7 番地
監事	森本 昭人	下益城郡美里町遠野 1 9 5 2 番地 2

熊本県公告第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブデンキ菊池店
熊本県菊池市西寺1807番地 外6筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社西日本総合リース 代表取締役 小野 武彦
(変更後) J A三井リース九州株式会社 代表取締役 小野 武彦
 - (2) 変更の年月日
平成30年4月1日
- 3 届出年月日
平成30年4月13日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成30年5月7日から平成30年9月7日まで

熊本県公告第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字過怠松2696番82
1,009.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2893番地4
古閑 隆喜

熊本県公告第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番175及び同2086番225
1,243.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区榆木三丁目8番153号
金子 喜久男

熊本県公告第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割2525番、同2526番、同2527番、同2528番、同2529番1、同字柳水2537番1並びに里道及び水路の一部
3,450.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水八丁目8番20号
フリベリー不動産株式会社

熊本県公告第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字建山1909番61及び同1909番62
2,555.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

福岡県北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号
大英産業株式会社

熊本県公告第263号

大規模小売店舗立地法（平成12年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ八代店
八代市本野町字中正坊2049番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ハイブリッジ企画 代表取締役 高橋 繁實	八代市坂本町坂本4228番地17

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年12月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,906平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 30台
建物2階部 40台
建物3階部 44台
合計 114台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地東側 36台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南西側 27立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成30年4月24日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課
平成30年5月7日から平成30年9月7日まで

登載依頼

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年5月7日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第1知事の事務部局の部農林水産部の款地方出先機関の項中「農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長」を「農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センターアグリシステム総合研究所課長補佐」に改める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

熊本県収用委員会公告第6号

公 示 送 達

熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原122番1の土地登記名義人

(亡)坂本藤平(持分4分の1)の相続人 田中サカエ

居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成30年4月26日付け熊収第8号の2の書類(熊収29第17号、第18号案件(杉木IV案件)の裁決書正本)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成30年5月17日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年5月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修